

新型コロナウイルス感染症への対応

分類番号

SHG-68

頁番号

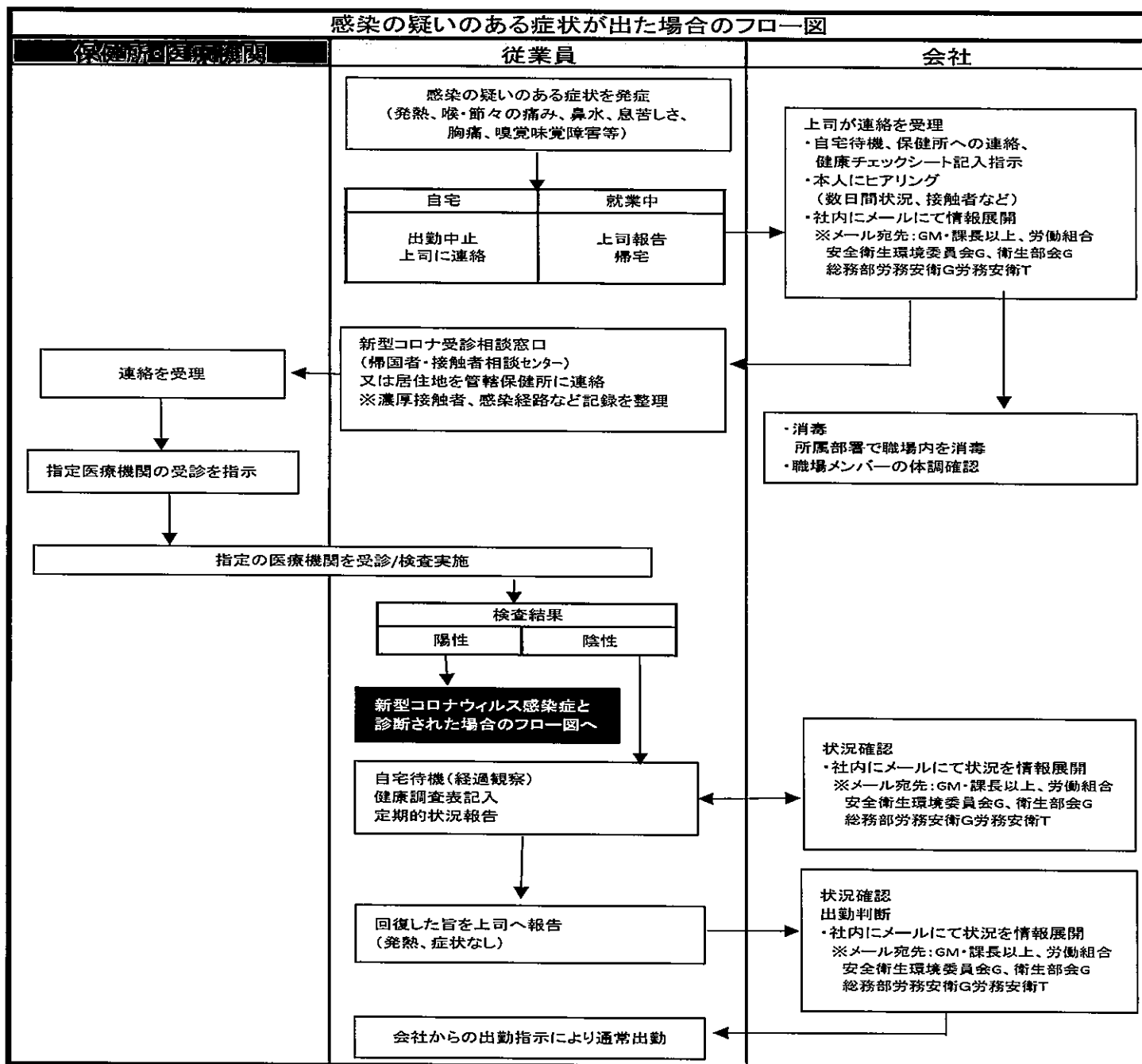
1/12

(目的) 社員及び社員家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際に迅速かつ正確に対応するため

(対象) 社員及び社員家族

- (目次) 1. 新型コロナウイルス感染症への感染を疑わせる場合の対応フロー
2. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応フロー
3. 濃厚接触者として疑わしい及び特定された場合の対応フロー
4. 家族(同居)が濃厚接触者として特定された場合の対応フロー
5. 感染者発生後の職場等の消毒について
6. 各報告資料及び健康チェックシート
7. 各居住地別保健所一覧表

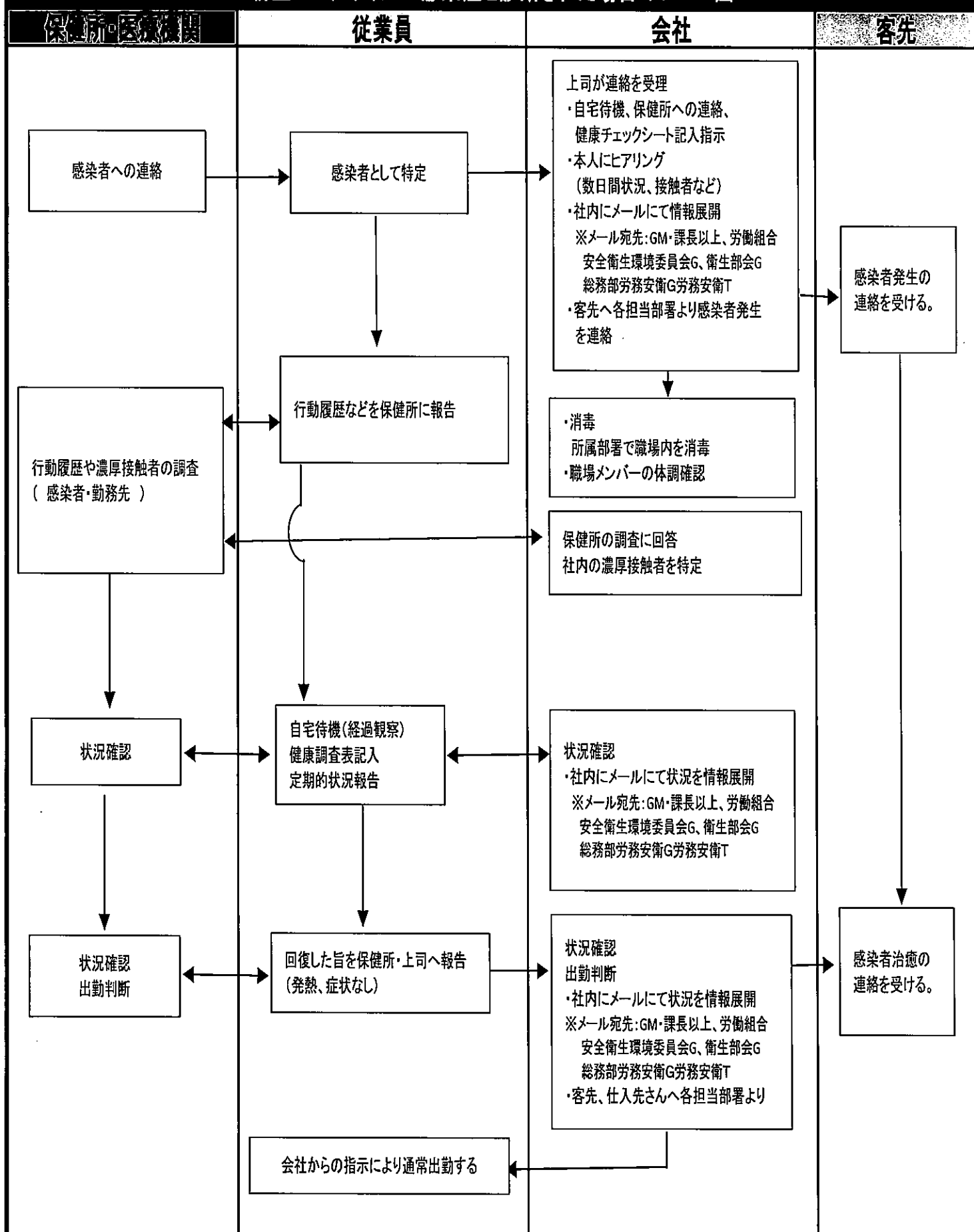
1. 新型コロナウイルス感染症への感染を疑わせる場合の対応フロー



					承認	確認	作成
1	各対応フロー図を全面修正 家族(同居)が濃厚接触者として 特定された場合の対応フローを追加	木村専務 木村専務	西出GM 西出GM	2021/1/26 2020/12/9	専務 21.1.27 木村	総務 21.1.27 澤見	総務 21.1.27 西出
符号	内容	承認	改訂者	年月日			
制定:	2020年 12月 3日	大橋鉄工株式会社			第3版新設:	2021年 1月 26日	

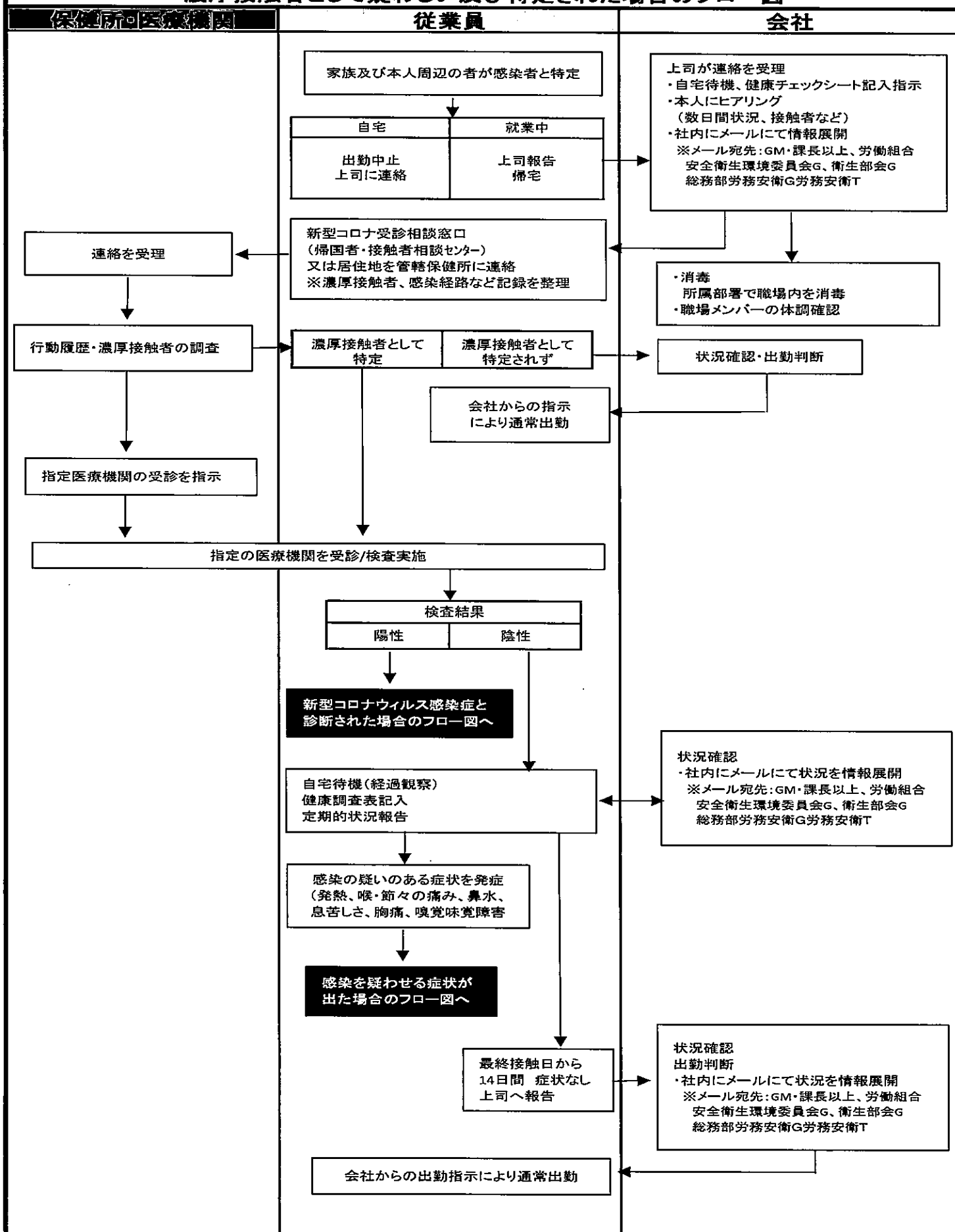
2. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応フロー

新型コロナウイルス感染症と診断された場合のフロー図



3. 濃厚接触者として疑わしい及び濃厚接触者として特定された場合の対応フロー

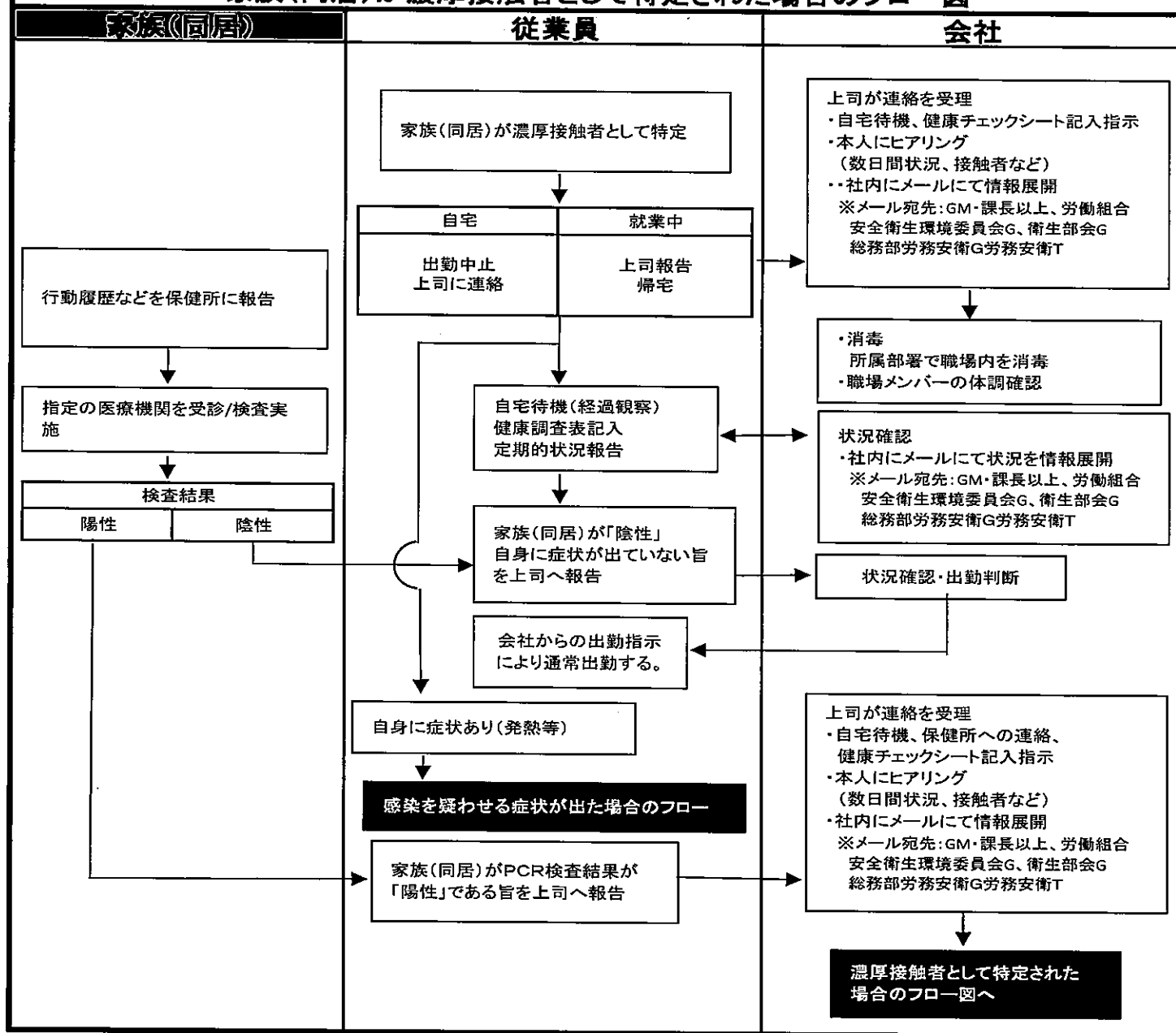
濃厚接触者として疑わしい及び特定された場合のフロー図



4. 家族(同居)が濃厚接触者として特定された場合の対応フロー

1

家族(同居)が濃厚接触者として特定された場合のフロー図



4. 感染者発生後の職場等の消毒について

●使用する消毒剤と用具について

消毒剤	次亜塩素酸水	
用具	防護服・エプロン	シューズカバー
	ゴーグル・保護メガネ	ゴミ袋
	マスク	バケツ
	ビニール手袋、ゴム手袋	ペーパータオル

●消毒区画

「感染の疑い及び感染者」の手が触れたと推測される箇所

(例) ドアノブ、取っ手、手すり、電気スイッチ類、電話機、キーボード、マウス、机、イス、ロッカー、キャビネット、OA機器類、自動販売機、社用車・フォークリフト(ハンドル等) 機械設備、型治具、通い箱、台車、ハンドリフター など

「感染の疑い及び感染者」が働いていた箇所

(例) 事務所、現場、会議室、食堂、休養室、トイレ、手洗い場、ロッカールーム、倉庫など

●消毒準備

①事前に希釈済みの次亜塩素酸水を準備する。

※正しく希釈した消毒液を作る。作り置きしたものは効果がないため、消毒するたびに作り直す。

※有効と判断された「次亜塩素酸水」の濃度は以下のとおりです。

◎次亜塩素酸水(電解型/非電解型)は、有効塩素濃度35ppm 以上(流水でかけ流す場合) 身近な物の消毒に使用する際の濃度=0.05% (500ppm、500mg/L)

②防護服、ゴーグル(保護メガネ)、マスク、ゴム手袋、シューズカバーを着用する。

③使用後のペーパータオル等を入れ、廃棄するためのビニール袋を準備する。

④換気をしっかり行う。

●消毒方法

①「感染の疑い及び感染者」が働いていた箇所、手が触れたと推測される箇所を消毒する。

②消毒液を十分に含ませてしぼったペーパータオル等で、消毒する場所を拭き取った後

から拭きする。金属部分は腐食する可能性があるため、水拭きする。

※スプレーでの噴霧は、ウイルス拡散の可能性があるため、ペーパータオル等に噴霧し染み込ませて使用

※拭き取りは同一方向に進み、後戻らないようにする。

(1 回拭き取る毎にペーパータオル等は廃棄して、使い回さないようにする)

●消毒後について

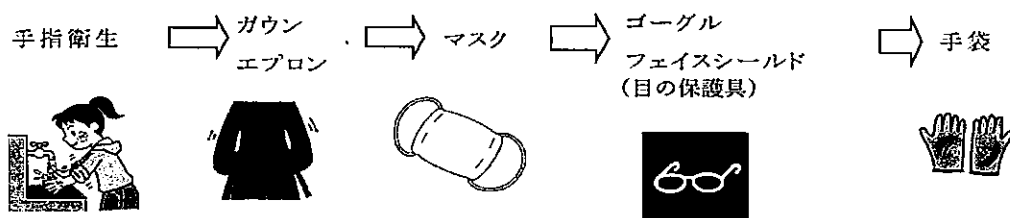
①消毒が完了したら、手をよく洗う。

②使用した用具はビニール袋に入れて廃棄する。

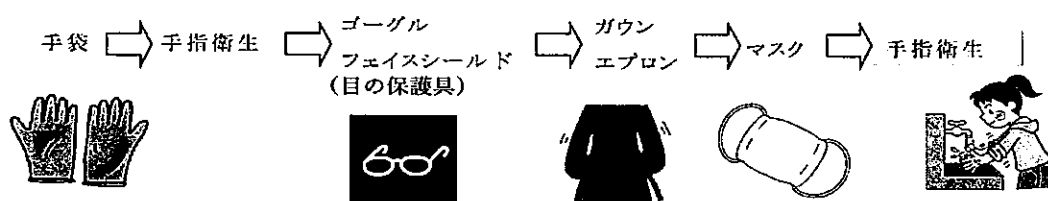
●その他(注意事項)

個人防護具の着用に関する注意事項

■個人防護具の装着の順番



■個人防護具を外す順番

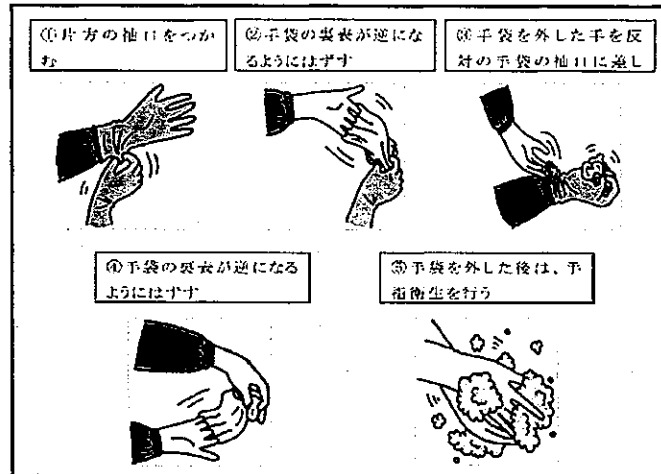


手袋

◎手袋着用に関する注意事項

- ・使用後の汚染された手袋で周囲の物品等に触れない。
- ・手袋を外す時には、汚染面を素手で触れない。
- ・手袋を外した後は、必ず石鹸と流水で手を洗う（補助的にアルコール消毒薬で手指消毒を行う）。

◎手袋の外し方



エプロン（ガウン）

◎エプロン（ガウン）に関する注意事項

- ・エプロンは使い捨てのビニール製のものを想定しています。
- ・外す時には、汚染面（外側）を素手で触れない。

◎外し方（エプロン）

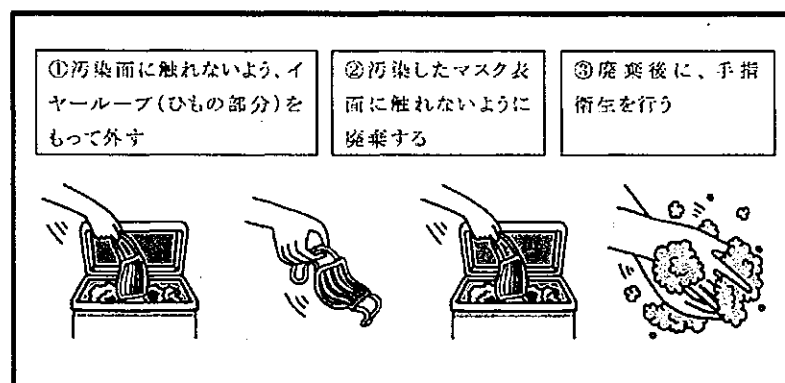


マスク

◎マスク着用に関する注意事項

着用する際は、口と鼻をしっかりと覆う

◎外し方



新型コロナウイルス感染症への対応

分類番号

SHG-68

頁番号

7/12

5. 各報告資料及び健康チェックシート

●新型コロナウイルス感染症 報告書(有症状者用)



総務部				報告部署			
承認	確認	確認	確認	承認	確認	確認	作成



新型コロナウイルス感染報告書 (有症状者用)

ご自身が発熱、あるいは新型コロナウイルス感染症の感染を思わせる症状が生じた場合はこの報告書をすみやかに提出してください。

報告日	年 月 日 ()	有症状発生日	年 月 日 ()
所属		氏名	
役職			

報告事項(わかる範囲でご記入ください。)

① 症状の経過(いつ頃からどんな症状があった？体調の経過は？他に参考となる経過)

② 同居家族の状態(同居者がいる場合同居者の症状や体調等・新型コロナウイルス感染の有無)

③ 発症2日前までの行動(出勤状態や会合などへの出席等)

④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況(感染者との接触や流行地等への出向等)

新型コロナウイルス感染症への対応

分類番号
頁番号

SHG-68
8/12

●新型コロナウイルス感染症 報告書(罹患者用)

中

総務部				報告部署			
承認	確認	確認	確認	承認	確認	確認	作成

□

新型コロナウイルス感染報告書 (罹患者用)

ご自身が新型コロナウイルス感染症に感染したと診断された場合は、この報告書をすみやかに提出してください。

報告日	年 月 日 ()	感染発症日	年 月 日 ()
所属		氏名	
役職			

報告事項(わかる範囲でご記入ください。)

診断された医療機関	病院 / 保健所
診断年月日	年 月 日

① 診断までの症状の経過(いつ頃からどんな症状があった? 体温の経過は? 他に参考となる経過)

② 同居家族の状態(同居者がいる場合に、同居者の症状や体調等・新型コロナウイルス感染の有無)

③ 発症 2 週間までの行動(出勤状態や会合への出席や国内外の出向等)

④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況(感染者との接触や流行地等への出向等)

⑤ 発症してからの職場内での動線(出勤通路・勤務休憩やトイレ等:消毒を検討する箇所等)

●新型コロナウイルス感染症 報告書(濃厚接触感染者用)

総務部				報告部署			
承認	確認	確認	確認	承認	確認	確認	作成

新型コロナウイルス感染報告書 (濃厚接触者用)

ご自身が新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触者と特定された場合は、この報告書をすみやかに提出してください。

報告日	年	月	日 ()	濃厚接触日	年	月	日 ()
所属				氏名			
役職							

報告事項(わかる範囲でご記入ください。)

① 感染者との接触時の状況(いつ頃、どのような環境下で接触したか?)

② 接触後の状態(感染者との接触後の自覚症状や体温の推移など)

③ 処置

※濃厚接触者とは

感染者が発病した日以降に接触した者のうち、下記の範囲に該当する者とする。

「感染者と同居、同部署あるいは長時間の接触(車内・航空機内等含む)があった者」

「手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2m)で必要な感染予防策なしで接触があった者(感染者の症状やマスクの使用状況などから感染者の感染性を総合的に判断する)」

新型コロナウイルス感染症への対応

分類番号

SHG-68

頁番号

10/12

●新型コロナウイルス感染症 報告書(家族[同居]濃厚接触感染者用)

中

総務部				報告部署			
承認	確認	確認	確認	承認	確認	確認	作成

新型コロナウイルス感染報告書 (家族[同居]濃厚接触者用)

ご家族(同居)が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と特定された場合は、この報告書をすみやかに提出してください。

報告日	年 月 日 ()	濃厚接触者特定日	年 月 日 ()
所属		氏名	
役職			

報告事項(わかる範囲でご記入ください。)

① 家族が濃厚接触者と特定された経緯(いつ頃、どのような環境下で濃厚接触者になったのかなど)。

② 濃厚接触者(家族)に特定された後の自分自身の健康状態(自覚症状や体温の推移など)。

③ 濃厚接触者(家族)の診察、検査の状況(医療機関受診状況、PCR検査実施状況、検査結果など)。

※家族(同居)濃厚接触者とは、

保健所より「濃厚接触者」とであると特定された同居する家族。

新型コロナウイルス感染症への対応

分類番号

SHG-68

頁番号

11/12

●健康チェックシート

総務部			
承認	確認	確認	確認

←

報告部署				
承認	確認	確認	確認	確認

健康チェックシート

新型コロナウイルス早期発見の為、健康チェックおよびチェック後の対応を以下の通り実施願います。

1. チェック必須者：

- ① 新型コロナウイルス患者と濃厚接触[注1]した人
- ② 2週間以内に海外(外務省 感染症渡航危険度情報レベル2 以上の国・地域)へ渡航した人
- ③ 2週間以内に海外(上記以外)へ渡航した人
- ④ 発熱(37.5度以上)した人

[注1]濃厚接触…
同居、同じ職場に
いる、2m以内で30分以
上会話するなど

2. チェック期間： 暦日14日間(①接触者の発症日から ②③帰国日から ④発熱日から)

3. チェック後の対応：

発熱している方 (37.5度以上)	①～④	・ 出社しない。 (保健所相談対象の症状[注2]があれば、保健所へ要相談。なければ医療機関受診可。) ※対象の症状がなく、(目安)38.0度未満の場合、3日目迄は受診を控える。
発熱していない方 (37.4度以下)	①・②	・ 14日間は、出社しない
	③	・ 出社可。(但し前日の夜、熱があれば、朝熱がなくても発熱と判断。)

[注2] 保健所相談対象の症状 a) 4日間発熱が継続する

b) 2日間発熱が継続するかつ次に該当する(高血圧・糖尿病・心疾患・呼吸器疾患・透析・がん・妊婦)

4. 会社(総務部)への報告基準

- ①・②：1日目～14日目まで毎日
- ③の方：1日目 & 14日目 & 重要な症状があった日からは毎日
- ④の方：1日目から復帰日まで毎日 & 14日目

5. 会社(総務部)への報告方法

対象者	部署	社員番号	年齢	氏名	連絡先
	部	G/課	T/班		
健康チェック理由	・以下1～4のいずれかに○をつけて下さい。 1. 新型コロナウイルス患者と濃厚接触した人 2. 2週間以内に海外(外務省 感染症渡航危険度情報レベル2 以上の国・地域)へ渡航した人 3. 2週間以内に海外(上記以外)へ渡航した人 4. 発熱(37.5度以上)した人				
重症化リスク有無など	・以下A～Dのいずれかに○をつけて下さい。あてはまらない場合はこちらにチェック = □ A. 基礎疾患の持病がある (高血圧 ・ 糖尿病 ・ 心疾患 ・ 呼吸器疾患) B. 透析を受けている C. 免疫抑制剤や抗がん剤を用いている D. 妊娠している				

[詳細] ※分ける範囲で

時期	
場所	
備考	

[健康チェック欄]

	月/日	休み or 出社	体温 (37.5℃で 発熱と判断)	症状有無 (あり：○、なし：×)							満足 (例：前後発熱の為待休 例：熱は下がったが 念の為年休)
				重要な症状			のどの 痛み	せき 痰	下痢	吐き気	頭痛
				発熱	強い だるさ	息苦 しさ					
1日目	/ ()		. ℃								
2日目	/ ()		. ℃								
3日目	/ ()		. ℃								
4日目	/ ()		. ℃								
5日目	/ ()		. ℃								
6日目	/ ()		. ℃								
7日目	/ ()		. ℃								
8日目	/ ()		. ℃								
9日目	/ ()		. ℃								
10日目	/ ()		. ℃								
11日目	/ ()		. ℃								
12日目	/ ()		. ℃								
13日目	/ ()		. ℃								
14日目	/ ()		. ℃								

新型コロナウイルス感染症への対応

分類番号

SHG-68

頁番号

12/12

●各居住地の保健所一覧表

居住地		保健所名	電話番号	FAX番号	住所	
愛知県	名古屋市	名古屋市保健所	052-972-2623	052-972-4154	〒460-8508	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	北名古屋市	清須保健所	052-401-2100	052-401-2113	〒452-0961	清須市春日振形129 (清須市春日老人福祉センター内)
	清須市					
	豊山町					
	一宮市	一宮保健所	0586-72-0321	0586-24-9325	〒491-0867	一宮市古金町1-3
	稲沢市					
	岩倉市					
	江南市	江南保健所	0587-56-2157	0587-54-5422	〒483-8146	江南市布袋下山町西80
	犬山市					
	扶桑町					
	大口町					
	春日井市	春日井保健所	0568-31-2188	0568-34-3781	〒486-0927	春日井市柏井町2-31
	小牧市					
	瀬戸市	瀬戸保健所	0561-82-2196	0561-82-9188	〒489-0808	瀬戸市見付町38-1
	あま市	津島保健所	0567-26-4137	0567-28-6891	〒496-0038	津島市橘町4-50-2
	津島市					
	大治町					
	愛西市					
	弥富市	豊田市保健所	0565-34-6723	0565-31-6320	〒471-8501	豊田市西町3-60
	豊田市					
	岡崎市	岡崎市保健所	0564-23-6179	0564-23-5041	〒444-8545	岡崎市若宮町2-1-1
岐阜県	各務原市	岐阜保健所	058-380-3001	058-371-1233	〒504-0838	各務原市那加不動丘1-1
	羽島市					
	可児市	可茂保健所	0574-25-3111	0574-28-7162	〒505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎
	多治見市	東濃保健所	0572-23-1111	0572-25-6657	〒507-8708	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎